

## 山口市社会教育事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口市における社会教育の推進に係る事業（以下「事業」という。）の実施を主たる目的とする団体（以下「団体」という。）に対し、当該事業に要する経費の一部として、山口市社会教育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって社会教育等の振興に寄与することを目的とする。

### (補助金交付対象団体及び事業)

第2条 この補助金の交付対象は、次に掲げる事業を行う団体のうち、山口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める団体とする。

- (1) 社会教育の普及、啓発に関する事業
- (2) 社会教育に関する各種大会等の開催に関する事業
- (3) 社会教育に関する指導者等の資質、技術を向上させるための事業
- (4) 社会教育を通じた交流に関する事業
- (5) 社会教育の調査研究に関する事業
- (6) 青少年健全育成に関する事業
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めた事業

### (補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業に直接要する経費とし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費及び視察研修に係る旅費のほか、市長が不適切と認めた経費を除くものとする。

### (補助率)

第4条 補助率は、対象経費の2分の1（市長が特に必要と認めたときは、3分の2）を上限とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、山口市社会教育事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付指令書(様式第2号)により、その旨を通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助事業の変更等)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた団体は、補助金交付対象事業の内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ、山口市社会教育事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請により補助金の額に変更が生じた場合は、補助金交付変更指令書により、その旨を通知する。

(実績報告)

第9条 第7条の規定による通知を受けた団体は、当該補助事業が完了後、速やかに山口市社会教育事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 事業収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う審査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により団体に通知する。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた団体が補助金の交付を受けようとする

ときは、山口市社会教育事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、第7条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で概算払いにより補助金を交付することができる。
- 3 前項の規定により概算払いで補助金の交付を受けようとする団体は、山口市社会教育事業補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類等の整備）

第12条 団体は、この補助金の使途について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、かつ、当該帳簿及び関係書類等を補助金交付に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（報告及び検査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、団体に対し報告を求め、又は書類、帳簿及び事業実施の状況を検査し、その他必要な指示をすることができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- （3）補助金の交付に関して付した条件に違反したとき
- （4）事業の実施方法が不適當であると認められたとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該団体に対し、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、当該団体に対し、別に期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができ

る。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

山 口 市 長 様

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年度山口市社会教育事業補助金交付申請書

年度において、別紙の事業計画に基づいて事業を実施しますので、下記のとおり補助金を交付されますよう、山口市社会教育事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

（1）事業計画書

（2）事業収支予算書

（3）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった 年度山口市社会教育事業補助金について、次の条件を付けて、金 円を交付することに決定したので、山口市社会教育事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

山口市長

- 1 補助金交付の対象となる事業は、申請書のとおりとすること。
- 2 補助金に係る予算の執行の適正化に関し、山口市社会教育事業補助金交付要綱に従うこと。
- 3 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了年度から起算して5年間整備保管すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

山 口 市 長 様

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年度山口市社会教育事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった山口市社会教育事業補助金について、下記のとおり変更したいので、山口市社会教育事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 変更による申請額 金 円
- 3 変更等理由
- 4 添付書類
  - (1) 変更計画書
  - (2) 変更予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

山 口 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年度山口市社会教育事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった  
山口市社会教育事業補助金について、山口市社会教育事業補助金交付要綱第9  
条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書
- 2 事業収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

第 号

様

年 月 日付けで実績報告のあった山口市社会教育事業補助金  
について、金 円を交付することが確定したので、山口市社会教  
育事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

山口市長

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

山 口 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年度山口市社会教育事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった山口市社会教育事業補助金について、山口市社会教育事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり交付されますよう請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金請求額 金 円

なお、上記補助金は、次の口座に振り込むようお願いします。

振 込 先 口 座	金融機関	銀 行 信金・信組 農 協 支 店 ( )		
	預金種別	普 通 当 座	口座番号	
	口座名義	フリガナ		

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

山 口 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年度山口市社会教育事業補助金概算払請求書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった山口市社会教育事業補助金について、山口市社会教育事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり概算払いにより交付されますよう請求します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既概算払受領額  | 金 | 円 |
| 3 | 概算払請求額   | 金 | 円 |

なお、上記補助金は、次の口座に振り込むようお願いします。

振込先口座	金融機関	銀行 信金・信組 農協 支店 ( )		
	預金種別	普通	当座	口座番号
	口座名義	フリガナ		

(別紙)

教育概要に明記された社会教育関係団体

山口市連合婦人会
山口市PTA連合会
山口市子ども会育成連絡協議会
山口市青少年健全育成市民会議
山口ユネスコ協会
山口ボーイスカウト協議会
山口市ガールスカウト育成協議会

その他教育委員会が特に必要と認めた団体

公益社団法人山口青年会議所
ふしの岩戸太鼓保存会
山口市少年少女発明クラブ